

南京国民政府時代の上海における刑事裁判

——ある殺人事件を中心に——

久保茉莉子

本稿は、中国における近代的刑法及び刑事訴訟法の運用実態を明らかにし、南京国民政府時期における刑法・刑事訴訟法改正の背景について検討する。主な史料として江蘇上海地方法院檔案を用い、1929年に上海で発生した警察官殺害事件を事例として分析した。

事件発生後、刑事訴訟法に基づき、警察（上海特別市公安局）が主体となって捜査を進めた。強盗犯を迅速に裁くための特別法（懲治盗匪暫行条例）を適用するために、被疑者は軍事機関（淞滬警備司令部軍法処）に送致されたが、軍法処は誤判を避け、刑法及び刑事訴訟法に基づく裁判へと切り替えるため、被疑者を上海地方法院に送致した。地方法院の検察官は、法律の知識と実務能力を備えていたが、処理すべき案件が膨大であったこと、公的訴追制度が中国社会になじまなかったことなどが原因で、検察制度は必ずしも十分に機能しなかった。裁判官は公判で様々な事件関係者に尋問したほか、司法警察に調査を命じるなどして真実の発見に努め、事件当事者が裁判を有利に進めるために弁護士の援助を受けて提出した正規或いは非正規の文書は、裁判官にとって有力な情報源となっていた。

上海地方法院で判決が下されるまでの一連の過程から、南京国民政府時代の上海において、刑法及び刑事訴訟法に基づく近代的な刑事裁判の確立が目指されつつも、伝統的或いは非正規的な手続きも認められることにより、政府が制定した法律に基づく刑事裁判が民衆の間に漸進的に浸透し、法律と社会の実情との間の溝が少しずつ埋められていくこととなったといえる。但し、当時の上海において、深刻化する犯罪の予防・鎮圧を目指す上では、検察制度の不備等といった課題もなお存在していた。よって、1920年代末以降、中国各地で現実に起こる刑事事件を解決するためにより適した法律の制定が求められ、それが1930年代前半における刑法及び刑事訴訟法改正の動きにつながっていったと考えられる。